一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (概要版)

令和4年3月

小川地区衛生組合

目次

第1章 基	本的事項	. 1
第1節	計画の概要	. 1
(1)	計画の趣旨	. 1
(2)	ごみ処理基本計画の見直しの背景	. 1
第2節	計画の位置付けと構成	. 2
(1)	計画の位置付け	. 2
第3節	計画の期間	. 3
第4節	対象区域及び廃棄物の範囲	. 3
第5節	計画の進行管理	. 4
第2章 基	- 本方針と目標	. 5
第1節	ごみ処理基本計画の基本的事項	. 5
(1)	基本理念	. 5
(2)	基本方針	. 6
第2節	基本目標	. 7
(1)	国の目標	. 7
(2)	県の目標	. 7
(3)	本組合の目標設定	. 8
第3章 こ	・み処理基本計画	10
第1節	基本方針に基づいた施策	10
(1)	施策スケジュール	14
(2)	基本方針に基づいた施策の取組事例について	15
(3)	プラスチックごみ削減の推進	16
(4)	食品ロス削減の推進	16
第2節	収集運搬計画	17
(1)	収集運搬の施策	17
(2)	施策スケジュール	19
第3節	中間処理計画	20
(1)	新しい中間処理方法	20
(2)	中間処理の施策	27
(3)	施策スケジュール	27
第4節	最終処分計画	28
(1)	最終処分計画の施策	28
第5節	災害時の廃棄物に関する対応	29
(1)	災害ごみの適正処理	29
(2)	研修・訓練の実施	29

(3)	委託業者、構成町村、	県との連携強化	29
第6節	不法投棄に関する対応	·	30
(1)	啓発活動の推進		30
(2)	関係機関との連携強化		30
(3)	監視活動の強化		30

第1章 基本的事項

第1節 計画の概要

(1)計画の趣旨

小川地区衛生組合(以下「本組合」という。)は、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村(以下「構成町村」という。)で構成され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、長期的、総合的視点に立って、対象区域の一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)を策定している。

本計画の策定に当たっては、平成30年3月に改定してから、4年が経過し、中間目標年次を迎え、ごみ処理を取り巻く環境が変化したことから見直しを行い、「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題に対応するとともに、更なるごみの減量、資源化、適正処理を計画的に推進するため策定するものである。

(2) ごみ処理基本計画の見直しの背景

本組合の可燃ごみ焼却施設は、昭和51年に開設し、平成14年には排ガス規制等に伴う改良工事を行い、その後も施設機能維持のため、修繕・改良工事を実施してきたが、施設の老朽化が大きな課題となっていた。

そこで、平成27年度より本組合の構成町村を含む9市町村により、新たなごみ処理施設の建設を目的として、一部事務組合「埼玉中部資源循環組合」を設立し、協議を進めてきた。しかしながら、施設の運営面等で合意に至らず、令和2年3月をもって「埼玉中部資源循環組合」は、解散することになった。

このため、本組合では、今後の安定した可燃ごみ処理を行っていくため「小川地区衛生組合可燃ごみ処理のあり方検討委員会」を組織し、可燃ごみ処理について検討を行った。その結果、令和4年3月末をもって現在の可燃ごみ焼却施設を閉炉することとし、令和4年度より、可燃ごみの処理を民間委託することとした。

民間へ委託するにあたり、公募型プロポーザル方式による企画提案を経て、オリックス資源循環株式会社の寄居バイオガスプラントを可燃ごみの主たる処理施設とすることを決定し、令和4年4月より乾式メタン発酵処理及び焼却・溶融で可燃ごみの処理を行っていく計画である。このように現在のごみ処理体制から大きな変更を予定しているため、実績の点検・評価・分析を行い新たなごみ処理体制を踏まえて、本計画の見直しを行うこととした。

第2節 計画の位置付けと構成

(1)計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める。 計画の位置付けを次に示す。

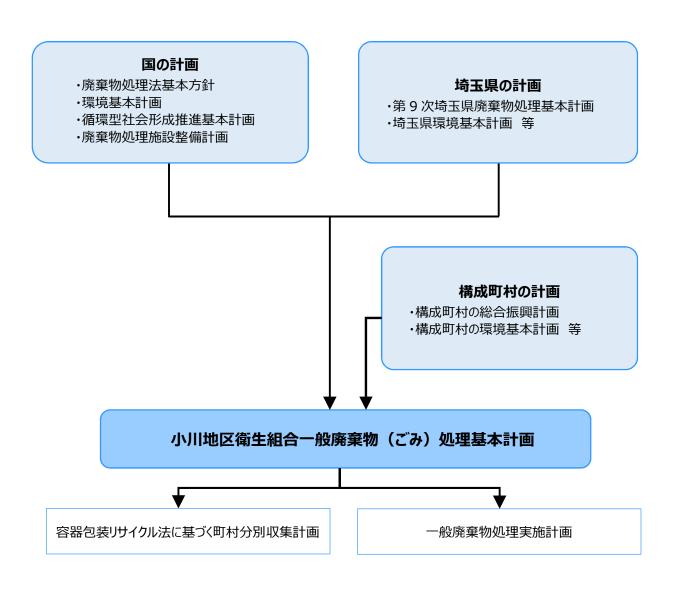


図 1-1 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の位置付け

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画策定指針に準じ、計画策定時より 10 年間とし、令和 4 年度を初年度、令和 13 年度を目標年度とする。計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととする。なお、中間目標年度を 5 年後の令和 8 年度とする。また、制度改正等、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や、目標に向けた計画の進捗状況等も踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行う。



図 1-2 計画の期間

第4節 対象区域及び廃棄物の範囲

対象区域は、本組合の区域全域とし、廃棄物の範囲は次のとおり示す。

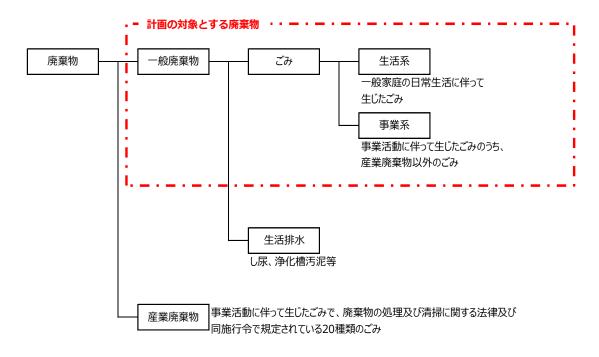


図 1-3 対象廃棄物の範囲

第5節 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、 進捗状況や成果を点検・評価し、更にそれを次の取組に反映させる仕組みが重要である。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、『計画: Plan』、『実行: Do』、『点検・評価: Check』、『見直し: Action』という手順による PDCA サイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図る。

このサイクルは、1年を基本単位として実施するが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、構成町村の環境に大きな変化が生じた場合は、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行う。

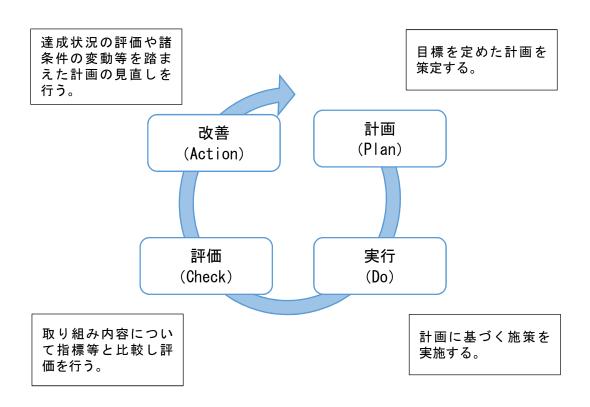


図 1-4 PDCA サイクル

第2章 基本方針と目標

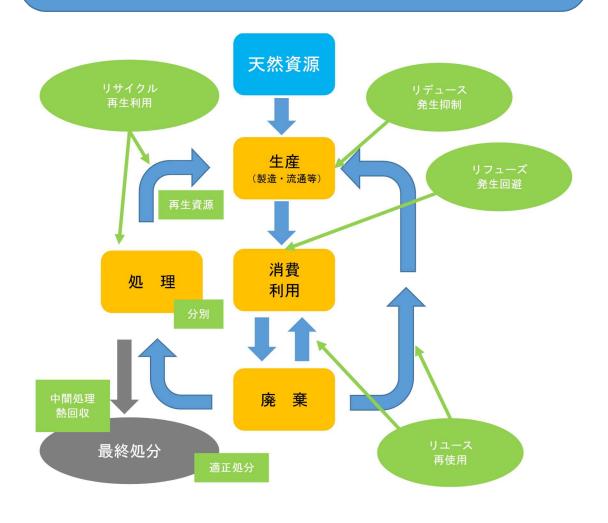
第1節 ごみ処理基本計画の基本的事項

(1)基本理念

構成町村及び本組合は、連携のもとにごみの発生前の段階から処理に至るまで住民及び事業者に対しごみの減量、再資源化の指導及び啓発を一層推進するため次のように基本理念を定める。

【基本理念】

環境にやさしい循環型社会の実現

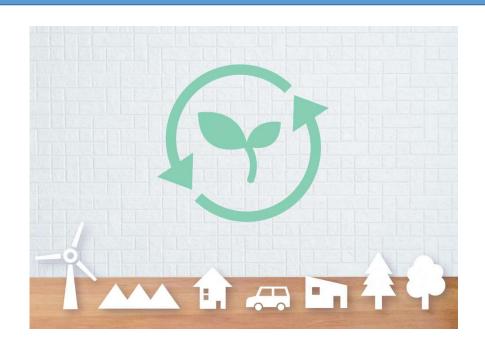


(2) 基本方針

本計画における基本理念を「環境にやさしい循環型社会の実現」として、これを達成するための基本方針を次のように定めるものとする。

【基本方針】

- <u>1.4R(リフューズ・リデュース</u> ・リユース・リサイクル)の推進
- 2. 安全安心で環境にやさしいごみ処理 の推進
- 3. 循環型社会づくりに向けた協働の推進



第2節 基本目標

(1) 国の目標

廃棄物処理法に基づき、環境大臣は、基本方針を定めている。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示している。そこで本計画は、第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値である次のとおりの項目を示す。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7年度を目標年度としている。

項目	基準年度 平成30年度	目標年度 令和7年度	増減量	増減
排出量	4, 272万 t	3,800万 t	△472万 t	Δ11.0%
再生利用率 (リサイクル率)	19. 9%	28. 0%	_	8. 1ポイント増
最終処分量	384万 t	320万 t	△64万 t	△16.7%
1人1日当たりのごみ排出量	918g/人·日	850g/人·日	△68g/人・日	△7.4%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	461g/人·日	440g/人·日	△21g/人・日	△4.6%
事業系ごみ排出量	1, 304万 t	約1,100万 t	△204 t	△15.6%

(2) 県の目標

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画(令和3年3月策定)では、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、1人1日当たりの最終処分量、再生利用率を示している。国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標年度と目標値に準じている。

項目	基準年度 平成30年度	目標年度 令和7年度	増減量	増減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	524g/人·日	440g/人·日	△84g/人・日	△16%
事業系ごみ排出量	535 ∓ t	約451千 t	△84千 t	△16%
1人1日当たりの最終処分量	34g/人·日	28g/人·日	△6g/人・日	△18%
再生利用率 (リサイクル率)	23. 9%	33. 6%	_	9. 7ポイント増

(3) 本組合の目標設定

本組合の目標設定にあたっては、循環型社会の形成を達成するため国・県の目標指標を考慮し設定する。

国・県の目標年度は令和7年度である。各項目の変化率等を整理して、本組合の中間目標年度、目標年度の数値を設定した。

ごみ排出量を令和 8 年度 (中間目標年度) に 20,669.9 t、令和 13 年度 (目標年度) に 18,813.9 t に減量する。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和8年度(中間目標年度)に457.5g/人・日、令和13年度(目標年度)に441.5g/人・日に減量する。

事業系ごみ排出量を令和 8 年度(中間目標年度)に 4,042.7 t、令和 13 年度(目標年度)に 3,494.2 tに減量する。なお、資源化率に関しては、令和 4 年 4 月から可燃ごみが資源化されるため増加を示すことにより、前計画の目標設定も達成できることから、本計画では以下の項目とする。また、構成町村の目標設定を次ページに示す。

推計値		国数値目標				
項目	基準年度 平成30年度	目標年度 令和7年度	増減量	増減	目標年度 令和7年度	1年ごとの変化率
ごみ排出量	23, 641. 7 t	22, 875. 9 t	△765.8 t	Δ11.0%	21, 041. 1 t	△1.57%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	482.9g/人・日	474.9g/人·日	△8g/人·日	△4.6%	460.7g/人・日	△0.66%
事業系ごみ排出量	4, 919. 9 t	5, 183 t	263.1t	Δ15.6%	4, 152. 4 t	△2.23%

	小川地区衛生組合目標		
項目	中間目標年度	目標年度	
	令和8年度	令和13年度	
ごみ排出量	20, 669. 9 t	18, 813. 9 t	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	457.5g/人·日	441.5g/人·日	
事業系ごみ排出量	4, 042. 7 t	3, 494. 2 t	

	小川町		
項目	中間目標年度	目標年度	
	令和8年度	令和13年度	
ごみ排出量	7, 804 t	7, 103. 5 t	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	496.1g/人•日	478.6g/人・日	
事業系ごみ排出量	1, 100. 1 t	950. 6 t	

	嵐山町		
項目	中間目標年度	目標年度	
	令和8年度	令和13年度	
ごみ排出量	4, 936. 7 t	4, 493. 7 t	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	460.3g/人·日	444.3g/人·日	
事業系ごみ排出量	1, 268. 8 t	1, 096. 8 t	

	滑川町		
項目	中間目標年度	目標年度	
	令和8年度	令和13年度	
ごみ排出量	4, 495. 6 t	4, 092. 1 t	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	413.9g/人·日	399.4g/人•日	
事業系ごみ排出量	1, 045 t	903 t	

	ときがわ町		
項目	中間目標年度	目標年度	
	令和8年度	令和13年度	
ごみ排出量	2, 811. 8 t	2, 559. 3 t	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	423g/人·日	408.5g/人·日	
事業系ごみ排出量	572. 5 t	495 t	

	東秩父村		
項目	中間目標年度	目標年度	
	令和8年度	令和13年度	
ごみ排出量	621.9 t	565.9 t	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	456.4g/人・日	440.4g/人・日	
事業系ごみ排出量	56. 2 t	48. 7 t	

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針に基づいた施策

基本方針に基づいた施策を次に示す。

基本方針

基本方針に基づく主な施策

- 1. 4 R(リフューズ・ リデュース・リユース・ リサイクル)の推進
- (1) リフューズ(発生回避)の推進
- (2) リデュース (発生抑制) の推進
- (3) リユース (再利用) の推進
- (4) リサイクル (再生利用) の推進
- 2. 安全安心で環境に やさしいごみ処理の推 進
- (1) 適正な分別及び排出しやすい環境づくり
- (2) 家庭系ごみの適正排出の指導
- (3) 事業系ごみの搬入物検査及び適正排出の指導
- (4) ごみ処理手数料の適正化の推進

- 3. 循環型社会づくりに向けた協働の推進
- (1)環境学習の推進
- (2) ごみ減量化に関する啓発事業の推進
- (3)環境に配慮した生活や事業活動の促進
- (4) プラスチックごみ削減の推進
- (5)食品ロス削減の推進

基本方針1.4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の推進

(1) リフューズ (発生回避) 更なるごみの減量に向けて、「不要な物は買わない、もらわない」等の行動が、ごみの発生をもとから抑制する大きい取組であり、こうした取組を多くの住民が日常的に実践することで大きな減量効果が生まれることから、住民のごみの減量に対する行動を促していく。 〇レジ袋の削減及びマイバッグの奨励 〇マイ箸、マイボトルの奨励 〇過剰包装削減の推進

(2)	リデュース(発生抑制)
2 sine 12 ocean 12 ocean 12 ocean 112 ocean 12 o	大量生産・大量消費・大量廃棄型に代表される「20 世紀型の社会構造」から脱却し、地産地消型の社会構造への転換が求められている。また、海洋汚染の原因となるプラスチック製品の発生抑制を推進する。 〇生ごみ堆肥機及び生ごみ処理機の購入に対する支援 〇生ごみの水切りの徹底を推進し、生ごみの減量化を推進 〇指定袋使用の徹底 〇詰め替え商品購入の推進

(3)	リユース(再使用)
12 268@	使用済みの製品等は、捨てたり、リサイクルに出す前に、リユース (再使用)できないか考えてみて使える物は、可能な限り使い続ける 精神で、不用品が循環する仕組みを作る。 〇不用品情報の照会 〇マタニティウェア・ベビー服・子ども服等の回収・再利用 〇リユース食器等の利用機会の啓発

(4)	リサイクル(再生使用)
12 つくもまだ つかられば	リサイクルは、住民が循環型社会に貢献できる代表的なものです。現在のごみの分別区分に基づき、ごみの資源化を推進するとともに、資源ごみとする新たな分別区分の拡大に向けた取組を推進する。 〇集団資源回収団体の活動支援 〇ごみの分別の徹底 〇紙ごみの資源化

基本方針2. 安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進

(1) 適正な分別及び排出しやすい環境づくり





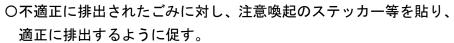


○分別の徹底を図るとともに、資源物の出しやすい環境づくりを構築する。

(2) 家庭系ごみの適正排出の指導











○各地区の環境美化委員等と連携して、ごみステーションの監視・指導等を行う。

(3) 事業系ごみの搬入物検査及び適正排出の指導





- 〇当組合に持ち込まれる事業系ごみの搬入物検査(展開検査)を定期 的に実施する。
- ○事業者に対して、紙、容器包装プラスチック等の分別の指導強化を 行い、ごみの排出抑制及び資源化を促進するとともに、家庭系ごみ への混入を防ぐ等適切な処理を推進する。

(4) ごみ処理手数料の適正化の推進



- ○家庭系ごみの手数料について、受益者負担の適正化を図るため、見 直しの検討を行う。
- 〇事業者の排出者責任の徹底を図るとともに受益者負担の適正化を 図るため、事業系ごみの手数料の見直しの検討を行う。

基本方針3. 循環型社会づくりに向けた協働の推進

(1) 環境教育・環境学習の推進





- ○施設見学会等を通じ、ごみ処理に対する意識の向上に努める。
- 〇小学校社会科副読本の作成·配布を行い、ごみ処理に対する意識の 向上に努める。
- ○住民に対し、ごみの分別方法等について出前講座を実施する。

(2) ごみ減量化に関する啓発事業の推進





○住民や事業者に対し、構成町村の広報誌やホームページ等を利用 して、ごみの減量や処理に関する情報の発信を行う。

(3) 環境に配慮した生活や事業活動の促進





〇住民、事業者に対し4Rに関する情報発信を行い、ごみ発生抑制に つながる生活スタイルの啓発を行う。

(4) プラスチックごみ削減の推進





○国が進める「プラスチック資源循環戦略」に基づき、必要のないプラスチックをできる限り使用しないプラスチックフリーなライフスタイルへの転換を促すため、様々な媒体を通して情報を発信、住民のライフスタイルの変革を図る。

(5) 食品ロス削減の推進





○国が進める「食品ロス削減推進法」に基づき、「もったいない」を 意識した行動(必要なものを必要なだけ購入する買い物(食材調 達))や完食(食べ残ししない)に取り組むことで、家庭や事業所 等において発生する食品ロスの解消を目指す。

(1) 施策スケジュール

基本方針に基づいた施策に対するスケジュールを次に示す。

表 3-1 基本方針に基づいた施策に対するスケジュール

	項目		実施主体	令和3年度	令和13年度
	IJ	レジ袋の削減及びマイバッグの奨励	各町村	実施	継続
	フュー	マイ箸、マイボトル奨励	各町村	実施	継続
	ズ	過剰包装削減の推進	各町村	実施	継続
		生ごみ堆肥機及び生ごみ処理機の 購入に対する支援	各町村	実施	継続
	リデュー	生ごみの水切りの徹底を推進し、生 ごみの減量化を推進	各町村	実施	継続
基本	ス	指定袋使用の徹底	各町村	実施	継続
方 針		詰め替え商品購入の推進	各町村	実施	継続
1		不用品情報の紹介	各町村	検討	継続
	リユース	マタニティウェア・ベビー服・子ど も服等の回収・再利用	各町村	検討	継続
		リユース食器等の利用機会の啓発	各町村	実施	継続
	IJ	集団資源回収団体の活動支援	各町村	実施	継続
	サイクル	ごみの分別の徹底	各町村	実施	継続
		紙ごみの資源化	各町村	実施	継続
	適正な分別及び排出しやすい環境づくり		各町村	実施	継続
基本	家庭系	系ごみの適正排出の指導	各町村	実施	継続
方 針 2	事業系ごみの搬入物検査及び適正排出の指 導		組合・ 各町村	実施	継続
	ごみ処理手数料の適正化の推進		組合	検討	継続
	環境教育・環境学習の推進		各町村	実施	継続
基	ごみ減量化に関する啓発事業の推進		組合・ 各町村	実施	継続
本方針	環境に	こ配慮した生活や事業活動の促進	各町村	実施	継続
3	プラス	スチックごみ削減の推進	各町村	実施	継続
	食品ロス削減の推進		各町村	実施	継続

(2) 基本方針に基づいた施策の取組事例について

構成町村においてごみの減量化・リサイクルの推進として次の取組を実施している。

表 3-2 リサイクル・ごみ減量化の施策(実施中)

構成町村	施策
	食品ロス削減の広報活動
	 牛乳パックの拠点回収
	 資源回収実施団体奨励金の交付
小川町	 廃食用油の資源化の推進
	ダンボールコンポストの推進
	雑がみの分別回収
	パソコンリサイクルの推進
	生ごみ処理器の購入に対する支援
는 Jump	紙類の分別回収
嵐山町 	廃インクカートリッジの拠点回収
	パソコンリサイクルの推進
	生ごみ処理器の購入に対する支援
	マイバック持参の普及啓発
	資源化回収団体への支援
滑川町	牛乳パックの拠点回収
	パソコンリサイクルの推進
	紙類の分別回収
	廃インクカートリッジの拠点回収
	ごみ減量化モデルの事業の実施
	せん定枝・葉・刈草等の受入れの実施
	資源回収実施団体奨励金の交付
し ときがわ町	生ごみ処理器の購入に対する支援
[[C 20.47m]	パソコンリサイクルの推進
	雑がみの分別回収
	食品ロス削減の広報活動
	ペットボトルエコキャップ運動
	雑がみの分別回収
東秩父村	廃インクカートリッジの拠点回収
	パソコンリサイクルの推進

また、新しい施策として、衣類・布類の資源化の推進、ふとん・木材等の資源化の 実施も検討していく。

(3) プラスチックごみ削減の推進

近年社会的課題となっている海洋プラスチック問題の解決に向けた対策として、国が令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、使い捨てプラスチックの使用削減等の目標を示し、令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行される。この法律では、容器包装以外のプラスチック製品についても、容器包装プラスチックと一括して回収し、同じルートで再商品化を可能にする枠組みが示されている。本組合及び構成町村は、連携してプラスチック製品の資源化について検討していく。

(4) 食品ロス削減の推進

近年社会的課題となっている食品ロスの削減については、令和元年5月に公布、10月に施行された「食品ロス削減推進法」、令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の動向や、施策を踏まえ、図3-1に示した可燃ごみの組成割合の推移において、令和元年度実績をみると22.5%を占めるちゅう芥類の削減にむけ、構成町村、住民、事業者と協働して、食品ロスの削減推進を図っていく。

また、具体的な施策については、構成町村と連携して検討していく。



図 3-1 可燃ごみの組成割合の推移

第2節 収集運搬計画

(1) 収集運搬の施策

1)分別区分、収集回収等

組合構成町村から発生するごみを迅速かつ衛生的に収集運搬し、清潔で快適な住み良い生活環境の維持に努め、分別収集の区分に対し、より積極的な指導監督を行っていく。分別品目収集計画について表 3-3 に示す。

表 3-3 分別品目別収集計画

主な区分	名称	収集回数 ^{※1}	実施主体	教育指導	
	可燃ごみ	週2回			
	金属類	月1回			
	缶類	月1回			
	スプレー缶	月1回			
	ガラス類	月1回			
家庭系ごみ	びん類(無色・茶色)	月1回	各町村		
	ペットボトル	月2回			
	廃プラスチック類	月1回		組合及び各町村	
	資源プラスチック類	週1回			
	有害ごみ	月1回			
	古紙類	月4回			
	裁断布	月1回	ときがわ町		
町村独自回収	布類·古紙等	週1回	各町村		
粗大ごみ	可燃•不燃	月1回	各町村		
医療性廃棄物	医療性廃棄物	適宜 ^{※2}	各町村		
不法投棄物	不法投棄物	適宜	各町村		
災害廃棄物	災害廃棄物	適宜	各町村		
事業系ごみ	分別区分は家庭系ごみと同じ	随時	事業者		

※1:収集回数は町村により異なる。 ※2:医療機関への持込を原則とする。

2) 収集運搬方法

収集運搬方法に関する施策を次に示す。原則として、収集袋(透明または半透明のポリ袋)やカゴ収集のステーション方式による収集方法を継続する。

分別品目の統一、収集回数等は、構成町村や処理委託先の意見等を含めて、継続して協議していく。更に、ごみ減量化のための施策と家庭ごみの有料化の検討を行っていく。

- ○袋収集等のステーション方式による収集方法
- 〇分別品目及び収集回数等の統一
- ○家庭ごみの有料化
- ○基本方針に基づく収集運搬体制の構築
- ○プラスチック資源循環促進法に伴う収集方法
- ○処理委託先の不適物に対応するための分別及び運搬方法

3) 広報・啓発活動

搬入されたごみが分別されているか監視を行うとともに組合構成町村の広報誌やホームページを活用し、適切な分別、ごみの減量化の広報・啓発活動を行い、住民の適正排出の意識を高めていく。

啓発方法に関する施策を次に示す。

- ○分別精度の監視強化
- ○組合構成町村広報紙・ホームページでの広報・啓発

4) 資源化の推進と適正処理、効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備

構成町村と協力して住民・社会のニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図る。また、少子高齢化社会の進展といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせてごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減を目指す。

整備に関する施策を次に示す。

- ○高齢者ごみ出し支援事業の推進
- ○カラス等の鳥獣によるごみの散乱被害対策に関する情報発信

(2) 施策スケジュール

収集運搬計画の施策に対するスケジュールを次に示す。

表 3-4 収集運搬計画の施策に対するスケジュール

項目		実施主体	令和3年度	令和13年度
分別区分 収集回収等	分別区分、収集回数計画の遂行	各町村	継続	継続
	袋収集等のステーション方式に よる収集方法	各町村	継続	継続
	分別品目及び収集回数等の統一	各町村	検討	実施
	家庭ごみの有料化	各町村	検討	検討
収集運搬方法	基本方針に基づく収集運搬体制 の構築	組合· 各町村	検討	検討
	プラスチック資源循環促進法に 伴う収集方法	組合· 各町村	検討	検討
	処理委託先の不適物に対応する ための分別及び運搬方法	組合· 各町村	検討	検討
	分別精度の監視強化	各町村	継続	継続
広報・啓発活動	組合構成町村広報紙・ホームペ ージでの広報・啓発	組合· 各町村	継続	継続
資源化の推進と適 正処理、効率的か つ効果的な分別収 集体制等の整備	高齢者ごみ出し支援事業の推進	組合· 各町村	継続	継続
	カラス等の鳥獣によるごみの散 乱被害対策に関する情報発信	各町村	継続	継続

第3節 中間処理計画

(1)新しい中間処理方法

各ステーションから排出される可燃ごみ、資源プラスチック、古紙類等に関しては 直接、民間処理施設に搬入し、処理を予定している。それ以外の品目については既存 の施設で受入れを行い、委託及び直営にて中間処理を行う。

なお、可燃ごみ処理を民間事業者へ委託するこの取組は、可燃ごみを焼却処理せずにエネルギーとして活用することで、ごみ処理における CO_2 排出量を低減し、 $\mathrm{SDG}\,\mathrm{s}$ の関連する目標にも貢献することが期待できる。

令和4年度からの中間処理体制を表3-5、新しい運営・管理を表3-6に示す。

表 3-5 新しい中間処理体制

区分	種類	処理方法
可燃系ごみ	可燃系ごみ 粗大ごみ (木製品)	可燃ごみ(一般持込み・事業系)については、テント倉庫で積替えを行い オリックス資源循環(株)へ運搬。粗大ごみ(可燃)については、木製品と それ以外に分別。
	粗大ごみ(木製品以外)	※木製品については、委託先破砕機の規格に合うよう選別。
不燃系ごみ	粗大ごみ(不燃)	
小松木この	ガラス類	不燃物処理で破砕・選別・圧縮。
	金属類	小窓初処理で吸針・送別・江澗。
	缶類	
	無色びん	
	茶色びん	
資源物	ペットボトル	ペットボトルは、ペットボトル減容化施設でベール状に圧縮。 その他は、ごみストックヤードで選別・貯留。
	古紙類	
	有害ごみ	
	資源プラスチック	民間処理業者へ処理を委託。
	廃プラスチック	以川だ性木石・だ性と女品。

表 3-6 新しい運営・管理

区分等			勤務体制等
	事務局長	1	月~金:8時15分~17時00分
本組合職員	事務職員	6	(土日・祝祭日・年末年始(12/29~1/3)
	技能職員	6	については搬入状況等により対応)
可燃ごみ積替え施設 (中継施設:テント倉庫)	直営	6	内訳) トラックスケール受付業務:2 積替え作業業務:1 可燃性粗大搬入規格調整業務:2 誘導業務等:1
不燃物処理施設、ペットボトル減容化施設、 ごみストックヤード	委託	19	月〜金:8時15分〜17時00分 (土日・祝祭日・年末年始(12/29〜1/3) については搬入状況等により対応)

1)新しいごみ処理体制の概要

ア 可燃ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設の概要は表 3-7 に示すとおりである。

表 3-7 可燃ごみ処理施設の概要

処理業者 オリックス資源循環株式会社		
施設の名称 寄居バイオガスプラント		
処理方法	乾式メタン発酵	
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入3050番地23	

処理業者 オリックス資源循環株式会社		オリックス資源循環株式会社
	施設の名称	寄居工場
	処理方法	焼却・溶融
	 所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字三ケ山313番地

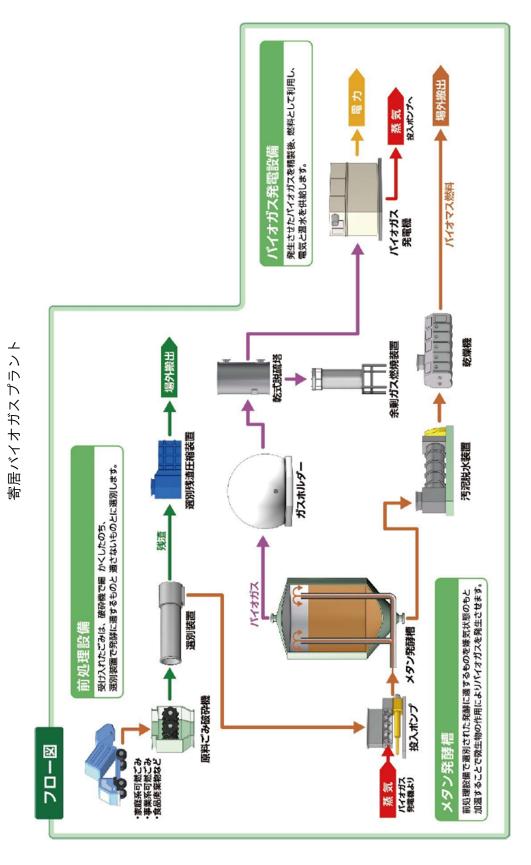


図 3-2 乾式メタン発酵バイオガス発電施設処理フロー

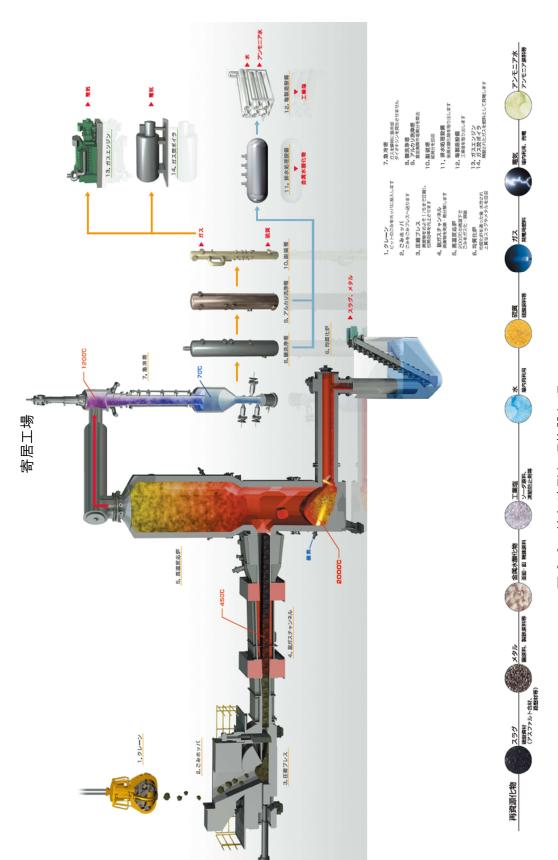


図 3-3 焼却溶融処理施設処理フロー

イ 不燃物処理施設

不燃物処理施設の概要は、表 3-8 に示すとおりである。

表 3-8 不燃物処理施設の概要

施設の名称	小川地区衛生組合 不燃物処理施設
所 在 地	埼玉県比企郡小川町大字中爪1681番地2
処理能力	20 t /5 h
竣工年月	昭和52年(1977年)8月
処理方式	圧縮・破砕方式
面 積	2,806 ㎡ (敷地総面積)
設計・施工	富士電機テクノエンジニアリング株式会社
処理対象物	粗大ごみ、金属類、ガラス類、缶類、その他
備考	令和元年度 スプレー缶等処理機設置(賃貸借)

ウ ごみストックヤード

ごみストックヤードの概要は、表 3-9 に示すとおりである。

表 3-9 ごみストックヤードの概要

施設の名称	小川地区衛生組合 ごみストックヤード
所 在 地	埼玉県比企郡小川町大字中爪1681番地 1
保管対象物	茶色びん、無色びん、ペットボトル、カレット、その他
保管分類数	5
面積	285. 24㎡

エ ペットボトル減容化施設

ペットボトル減容化施設の概要は、表 3-10 に示すとおりである。

表 3-10 ペットボトル減容化施設の概要

施設の名称	小川地区衛生組合 ペットボトル減容化施設			
所 在 地	埼玉県比企郡小川町大字中爪1681番地 1			
竣工年月	平成9年(1977年)7月			
処理方式	ベール状に圧縮			
面 積	127. 50 m²			
設計•施工	設計(株)コワセ設計、施工 塚越鉄工所			
備考	設備:ペットボトル減容機 施工:平成9年7月 富士電機テクノエンジニアリング株式会社			

オ 可燃ごみ積替え施設

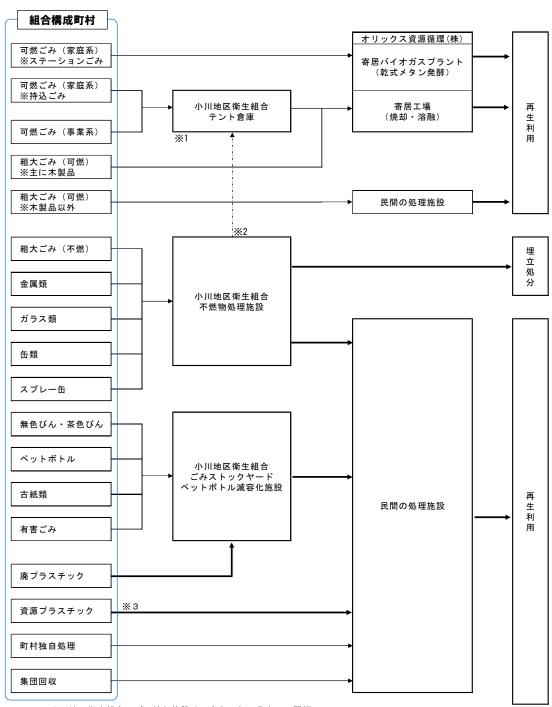
可燃ごみ積替え施設の概要は、表 3-11 に示すとおりである。

表 3-11 可燃ごみ積替え施設の概要

施設の名称	小川地区衛生組合 テント倉庫		
所 在 地	埼玉県比企郡小川町大字中爪1681番地 1		
積替え対象物	一般持込みの可燃ごみ、事業系の可燃ごみ		
面 積	396 m ²		
設計・施工	太陽工業株式会社		
竣工年月	平成13年(2001年)5月		

2)新しいごみ処理フロー

図 3-4 にごみ処理フローを示す。



※1:小川地区衛生組合のごみ焼却施設は、令和4年3月末にて閉炉

※2:処理残さ(可燃物)

※3:直接民間の処理施設へ搬送

図 3-4 ごみ処理フロー(令和 4 年 4 月より)

(2) 中間処理の施策

1) 施設の適正な整備

不燃物処理施設等は現行の処理体制を当面の間継続するため、メンテナンス費用を考慮しつつ維持管理を行いながら、適切な時期に施設更新等の検討を行う必要がある。また、可燃ごみ処理についても、民間委託の実績を検証した上で、長期的なあり方として、新施設建設と民間委託継続の両方の可能性を検討する必要がある。

更には、令和4年3月末で閉炉となった焼却施設についても跡地利用を含め、 撤去方法等を検討する必要がある。

施設の適正な整備に関する施策を以下に示す。

- ○用地の確保
- ○不燃物処理施設、ペットボトル減容化施設の整備計画の作成
- 〇閉炉となった焼却施設の撤去方法、跡地利用の検討
- ○費用対効果の検証

(3) 施策スケジュール

中間処理の施策に対するスケジュールを次に示す。

表 3-12 中間処理計画の施策に対するスケジュール

項目		実施主体	令和3年度	令和13年度
施設の適正な整備	用地の確保	組合	検討	検討
	不燃物処理施設、ペットボトル減容 化施設の整備計画の作成	組合	検討	検討
	閉炉となった焼却施設の撤去方法、 跡地利用の検討	組合	検討	検討
	費用対効果の検討	組合	継続	継続

第4節 最終処分計画

(1) 最終処分計画の施策

ごみの減量、資源化に努め、最終処分場の低減に関する目標を達成するとともに、 埼玉県環境整備センター及び民間業者による委託処分を行う。

また、構成町村と協議し、独自の最終処分場建設用地の確保や、施設の整備に努めるものとする。

1) 施策スケジュール

最終処分計画の施策に対するスケジュールを次に示す。

表 3-13 最終処分に対するスケジュール

項目	実施主体	令和3年度	令和13年度
目標達成のための資源化中間処理方法の検討	組合	継続	継続
民間業者委託の活用の検討	組合	継続	継続
用地の確保	組合	検討	検討
最終処分場の整備の検討	組合	検討	検討

第5節 災害時の廃棄物に関する対応

近年の地震、風水害等の自然災害の被害は、広範囲に及び激甚化してきている。このような災害に平時から対策を整えておくことが重要となる。

災害廃棄物対策の推進するための施策を次に示す。

(1)災害ごみの適正処理

地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量に発生したごみの処理については、衛生的かつ安心、安全な生活環境を保持する観点から、処理主体である構成市 との連携に基づき、迅速かつ適切な対応を図っていく。

また、近隣市町村等において自然災害等が発生し、当該市町村からごみ処理の要請があった場合についても、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するための協力支援体制を構築し、本組合のごみ処理能力の範囲内で災害ごみの受入、適正処理等を実施していく。

(2)研修・訓練の実施

近年、毎年のように全国各地で地震・風水害等の大規模災害が発生し、被害も激甚 化する中、大規模災害発生時に備え、災害発生時に本組合が各構成町村と連携し、適 切に対処するため、過去の災害における教訓等についての研修及び訓練等を継続的に 実施する。また、災害廃棄物処理を実施した内容の講習会や研修会等に積極的に参加 していく。

(3) 委託業者、構成町村、県との連携強化

災害廃棄物処理を円滑に実施するための連携強化について、埼玉県清掃行政研究協議会で定めている「災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱」及び、埼玉県一般廃棄物連合会との間で締結している「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」を踏まえ、災害発生時には周辺地域及び埼玉県との連携体制に基づき、迅速で安全な廃棄物処理に務めていく。

1) 施策スケジュール

災害時の廃棄物に関する対応の施策に対するスケジュールを次に示す。

項目		実施主体	令和3年度	令和13年度
災害廃棄物の対応	災害ごみの適正処理	組合・ 各町村	継続	継続
	研修・訓練の実施	組合・ 各町村	継続	継続
	委託業者、構成町村、県との連携強化	組合・ 各町村	継続	継続

表 3-14 災害時の廃棄物に関する対応に対するスケジュール

第6節 不法投棄に関する対応

構成町村の不法投棄の対応として、地元警察と協力し、パトロール強化や監視体制を検討する。また、不法投棄等の廃棄物は、本組合において適正な処理を検討する。不法投棄に関する施策を次に示す。

(1) 啓発活動の推進

広報紙やホームページ等を通して、不法投棄防止に関する周知徹底を図るとともに、 住民及び事業者等の不法投棄に対する意識啓発を図る。

(2) 関係機関との連携強化

不法投棄に関する取り締まり体制の強化と不法投棄防止対策を推進するため、関係機関(国・県・警察等)との連携強化を図る。

(3) 監視活動の強化

不法投棄防止の看板などの設置や必要に応じた監視パトロールの実施により、監視活動の強化に努める。

1) 施策スケジュール

不法投棄に関する対応の施策に対するスケジュールを次に示す。

表 3-15 不法投棄に関する対応の施策に対するスケジュール

項目		実施主体	令和3年度	令和13年度
不法投棄に関する 対応	不法投棄に関する啓発活動の推進	各町村	継続	継続
	不法投棄に対する関係機関との連携 強化	各町村	継続	継続
	不法投棄に対する監視活動の強化	各町村	継続	継続

小川地区衛生組合

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (概要版)

令和4年3月

発 行 小川地区衛生組合 〒355-0314 埼玉県比企郡小川町大字中爪 1681 番地 2 TEL 0493-72-0441